

報告第 6 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を
改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 5 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

子ども・子育て支援法施行令（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正となったため、教育認定子ども（1号認定子ども）私立保育料において、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満（C 階層）の利用者負担額が「14,100 円」から「10,100 円」に引き下げることとする。

小城市規則第 15 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年小城市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び同表備考 3 中「14,100」を「10,100」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

小城市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年小城市規則第25号)の一部を改正する規則の新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1(第18条、附則第3条関係)			別表第1(第18条、附則第3条関係)		
階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)	階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額(月額)
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者	円 0	A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者	円 0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	3,000	B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(第A階層に掲げる者を除く。)	3,000
C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	<u>14,100</u>	C	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(第1階層及び第B階層に掲げる者を除く。)	<u>10,100</u>
D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。)	19,200	D1	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における支給認定保護者(第1階層から第C階層までに掲げる者を除く。)	19,200
D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	24,500	D2	第A階層から第D1階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	24,500
備考			備考		
1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定			1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定		

めるところによる。

- (1) 被保護者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。別表第2において同じ。))の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。
- (3) 養育里親等 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(府令第

めるところによる。

- (1) 被保護者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
- (2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。別表第2において同じ。))の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。
- (3) 養育里親等 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- (4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(府令第

20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「14,100」とあるのは「3,000」とする。

20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。

- 2 特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、B階層の項中「3,000」とあるのは「0」と、C階層の項中「10,100」とあるのは「3,000」とする。